

平成十三年法務省令第十二号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の全部を改正する命令を次のように定める。

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の全部を次のように改正する。

第一条 法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。

第二条 支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。

第三条 支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によつて示されるとおりとする。

第四条 法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件等に関する民法の特例等に関する法律（平成十一年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によつて示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によつて示されるとおりとする。

第五条 前条の規定による管轄区域（以下「管轄区域」という。）の基準となつた行政区画に変更があつたときは、管轄区域も、これに伴つて変更される。ただし、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属するすべての地域が他の法務局、地方法務局、支局又は出張所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

2 管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、前項と同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）となるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日法務省令第一七号）

この省令は、平成十三年一月二十九日から施行する。ただし、第一条中別表東京法務局の部の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則（平成一三年三月八日法務省令第二〇号）

この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附 則（平成一三年二月二二日法務省令第二三号）

この省令は、平成十三年二月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年三月八日法務省令第二五号）

この省令は、平成十三年三月十二日から施行する。

附 則（平成一三年三月一九日法務省令第二八号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日法務省令第三七号）

この省令は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年四月一日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附 則（平成一三年四月二五日法務省令第五三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 浦和人権擁護委員協議会の項から秩父人権擁護委員協議会の項までの改正規定及び別表第二の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月二日法務省令第四九号）

この省令は、平成十三年四月九日から施行する。

附 則（平成一三年四月二日法務省令第五三号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

別表水戸地方法務局及び熊本地方法務局の部の改正規定

公布の日

別表宮崎地方法務局の部の改正規定

平成十三年五月一日

別表鉄道地方法務局、秋田地方法務局及び福井地方法務局の部の改正規定

平成十三年五月十四日

この省令は、平成十三年六月十一日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定は、同月四日から施行する。

附 則（平成一三年七月九日法務省令第六〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

別表仙台法務局、宮崎地方法務局及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十三年七月二十三日

附 則（平成一三年八月二〇日法務省令第六三号）

この省令中別表金沢地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定は公布の日から、同部輪島支局の款の改正規定は平成十三年八月二十七日から施行する。

附 則（平成一三年九月一七日法務省令第六八号）

この省令は、平成十三年九月二十五日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月五日法務省令第七二号）

この省令中別表大津地方法務局の部の改正規定は公布の日から、別表仙台法務局の部の改正規定は平成十三年十月十五日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月二二日法務省令第七三号）

この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附 則（平成一三年一一月五日法務省令第七四号）

この省令は、平成十三年十一月十二日から施行する。

附 則（平成一三年一一月二二日法務省令第七五号）

この省令は、平成十三年十月二十九日から施行する。

附 則（平成一四年一月八日法務省令第一号）

この省令は、平成十四年一月十五日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二一日法務省令第二号）

この省令は、平成十四年一二月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部及び宮崎地方法務局の部の改正規定は、同年十一月二十六日から施行する。

附 則（平成一四年一二月五日法務省令第四号）

この省令は、平成十四年一二月十二日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二二日法務省令第八号）

この省令は、平成十四年一二月二十八日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三四月四日法務省令第一五号）

この省令は、平成十四年三四月十一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年四月八日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附 則（平成一四年五月二三日法務省令第三三号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月二日法務省令第三五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附 則（平成一四年七月八日法務省令第四五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年八月一九日法務省令第四九号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附 則（平成一四年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月二五日法務省令第五四号）

第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日

第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日

第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

- 二 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 公布の日
 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定、第一条中登記事務委任規則第十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の改正規定 平成十四年十一月五日
- 四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十四年十一月一日
- 附 則 (平成一四年一月一八日法務省令第五六号)
 この省令は、平成十四年十一月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十一月九日から施行する。
- 附 則 (平成一四年一二月九日法務省令第五八号)
 この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。
- 附 則 (平成一五年一月九日法務省令第二号)
 この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同月二十七日から施行する。
- 附 則 (平成一五年一月二九日法務省令第三号)
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
 第二条中別表広島地方法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 二 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋地方法務局の部、長崎地方法務局の部佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第一条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 三 第一条中別表福島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪地方法務局の部及び長崎地方法務局の部嚴原支局の款の改正規定並びに第一条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日
- 五 第一条中別表広島地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、大阪地方法務局の部及び長崎地方法務局の部嚴原支局の款の改正規定並びに第一条中登記事務委任規則第三十五条の改正規定 平成十五年二月二十四日
- 附 則 (平成一五年二月二六日法務省令第一八号)
 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表広島地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年三月五日法務省令第九号)
 この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同月十日から施行する。
- 附 則 (平成一五年三月二六日法務省令第一八号)
 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年四月一四日法務省令第三九号)
 この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年四月二四日法務省令第四四号)
 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一五年五月一四日法務省令第四六号)
 この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年六月五日法務省令第五〇号)抄
 この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同月十二日から施行する。
- 附 則 (平成一五年七月七日法務省令第五三号)
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 第一条中別表千葉地方法務局の部松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日
- 略
- 第一条中別表千葉地方法務局の部八日市場支局の款の改正規定 平成十五年六月二十三日
- 第一条中別表津地方法務局の部及び大阪地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十五年六月三十日
- 附 則 (平成一五年七月二二日法務省令第五六号)
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。
- 附 則 (平成一五年七月一五日法務省令第五四号)
 この省令は、平成十五年七月二十一日から施行する。
- 附 則 (平成一五年七月二二日法務省令第五六号)
 この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則(平成二六年六月八日法務省令第四三号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

別表大分地方法務局の一部の改正規定 平成十六年六月十四日
別表奈良地方法務局の一部及び広島地方法務局の改正規定 平成十六年六月十四日
別表長崎地方法務局の一部及び鹿児島地方法務局の改正規定 平成十六年六月二十四日

附則（平成一六年七月五日法務省令第四八号）

三	第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定	平成十六年七月二十日
二	第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定	平成十六年七月二十日

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
第一条中別表甲府地方務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

三 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日
四 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただ

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第

第三十二条 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委
第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

この省令は、公布の日から施行する。
附 則
(平成一六年一〇月一六日法務省令第七二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一隱岐人権擁護委員協議会の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附 則（平成十六年一月九日法務省令第七八号）
この省令は、平成十六年十一月十五日から施行する。

別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定
別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日
別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

津地方法務局の部松阪

四三
第二条の規定 平成十七年一月八日
第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部

周の幕及び社戸地方沿革

立夏一月一日

一	第一条及び第四条の規定 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
二	第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
三	第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
四	第一条中別表福島地方法務局の部及び福岡地方法務局の部吉井支局の款の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
五	第一条中別表島根地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
六	第一条中別表山口地方法務局の部秋支局の款の改正規定 平成十七年三月六日
七	第一条中別表新潟地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の款及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
八	第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日
九	第一条中別表水戸地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日
一	第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の款の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月二十四日
二	第一条中別表福岡地方法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月三十一日
三	この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
四	附 則（平成一七年一月四日法務省令第一号）
五	この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。
六	この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
七	この省令は、公布の日から施行する。
八	附 則（平成一七年一月一一日法務省令第二号）
九	この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
一	附 則（平成一七年一月一七日法務省令第六号）
二	この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。
三	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
四	第一条中別表岐阜地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
五	第一条中別表広島法務局の部同地方法務局の款の改正規定 平成十七年二月七日
六	第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の款の改正規定 平成十七年二月十一日
七	第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の款及び山口地方法務局の部下関支局の款の改正規定 平成十七年二月十三日
八	第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の款、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第一条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
九	第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の款の改正規定 平成十七年二月二十一日
一	田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日
二	附 則（平成一七年二月一日法務省令第一号）
三	この省令は、公布の日から施行する。
四	附 則（平成一七年二月四日法務省令第一二号）
五	この省令は、平成十七年一月五日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第一条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定は、同月七日から施行する。
六	附 則（平成一七年二月一四日法務省令第一五号）
七	この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（以下「改正後の設置規則」という。）の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則（以下「改正後の委任規則」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。
八	附 則（平成一七年二月二八日法務省令第三二号）
九	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一	第一条及び第四条の規定 この省令は、平成十七年二月五日から施行する。
二	第一条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の款、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
三	第一条中別表山口地方法務局の部秋支局の款の改正規定 平成十七年三月六日
四	第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
五	第一条中別表新潟地方法務局の部及び福岡地方法務局の部吉井支局の款、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の款の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
六	第一条中別表島根地方法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の款、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の款、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の款及び宇部支局の款、大分地方法務局の部日田支局の款並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七条中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日

八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の款、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の款及び福岡地方法務局の部
 同法務局の款の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日

九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の款及び大分地方法務局の部宇佐支局の款の改正規定 平成十七年三月三十一日

附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一七年三月二二日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三十日法務省令第四五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の款の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法務省令第七一号)

この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡地方法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日法務省令第七三号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日

附 則 (平成一七年六月二七日法務省令第七六号) 抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 第一条中別表前橋地方法務局の部、長野地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年六月二十三日
 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十七年六月二十七日

附 則 (平成一七年七月一日法務省令第七七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表千葉地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十七年七月一日

附 則 (平成一七年七月一日法務省令第七七号)

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年七月二七日法務省令第八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表水戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月一日

第一条中別表奈良地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十七年八月八日

第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月十五日

第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定 平成十七年八月二十二日

第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成十七年八月二十九日

附 則（平成一七年八月二三日法務省令第八三号）

この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成一七年八月二六日法務省令第八六号）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定 公布の日

第一条中別表盛岡地方法務局の部及び新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月一日

第一条中別表秋田地方法務局の部及び静岡地方法務局の部同地方法務局の款の改正規定 平成十七年九月二十日

第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十七年九月二十五日

第一条中別表十葉地方法務局の部及び静岡地方法務局の部浜松支局の款の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七条、第十二条及び第二十三条の改正規定 平成十七年九月二十六日

附 則（平成一七年九月二日法務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月一二日法務省令第八九号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 公布の日
附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一七年九月二〇日法務省令第九〇号）
 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月二六日法務省令第九四号）
 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表盛岡地方法務局の部、福島地方法務局の部同地方法務局の款、長野地方法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾人權擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月一日

- 二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定 平成十七年十一月三日
- 三 第一条中別表甲府地方法務局の部都留支局の款、福井地方法務局の部、和歌山地方法務局の部、鹿児島地方法務局の部の改正規定、第一条中登記事務委任規則第八条及び第三十三条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年十一月七日
- 四 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定 平成十七年十一月十四日
- 五 第一条中別表水戸地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十七年十一月二十一日
- 六 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十七年十一月二十八日
- 四 附 則 (平成一七年一月七日法務省令第一〇四号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一七年一一月二二日法務省令第一〇七号)
- この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、盛岡地方法務局の部花巻支局の款及び二戸支局の款、福島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日
- 二 第一条中別表福島地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日
- 三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部柄木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十条の改正規定 平成十八年一月十日
- 四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日
- 五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定 平成十八年一月三十日
- 附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)
- この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。
- 附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日
- 二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定 平成十八年二月六日
- 三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日
- 四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定 平成十八年二月十三日
- 五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日
- 六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日
- 七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十八年二月二十七日
- 規 定 附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一号) 抄
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 及び 二 略
- 三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条及び第三十条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日
- 四 附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)
- この省令は、公布の日から施行する。
- 五 附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)
- この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日	二 第二条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日	三 第三条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日	四 第四条中別表奈良地方法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日
第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日	第五条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日	第六条中別表大分地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十日	第七条中別表千葉地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日
附 則 (平成一八年三月七日法務省令第一九号)	附 則 (平成一八年三月一五日法務省令第二二号)	附 則 (平成一八年三月二〇日法務省令第二四号)	附 則 (平成一八年三月二二日法務省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。	この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	この省令は、平成十八年三月二十一日	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年三月二七日から施行する。)	附 則 (平成一八年三月二十七日から施行する。)	附 則 (平成一八年三月二二日から施行する。)	附 則 (平成一八年三月二二日から施行する。)
この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。	この省令は、平成十八年三月二二日から施行する。	この省令は、平成十八年三月二二日から施行する。
附 則 (平成一八年三月三〇日法務省令第三〇号)	附 則 (平成一八年三月三一〇日法務省令第三四号)	附 則 (平成一八年四月一〇日法務省令第四六号) 抄	附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号) 抄
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。	この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
略 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十八年四月十七日	略 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日	略 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定 平成十八年五月十五日	略 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号)	附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号)	附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号)	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日	二 第二条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日	三 第三条中別表札幌地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一二十三条の改正規定 平成十八年六月二十六日	四 第四条中別表大分地方法務局の部の改正規定 平成十八年七月三日
附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号) 抄	附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号) 抄	附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号) 抄	附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号) 抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

<p>附 則 (平成一九年四月二三日法務省令第二九号)</p> <p>この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条中別表金沢地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十条の改正規定 平成十九年五月一日</p>
<p>第一条中別表旭川地方法務局同地方法務局の款及び那霸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十五条の改正規定 平成十九年五月一日</p>
<p>第一条中別表水戸地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四十二条の二の改正規定 平成十九年五月七日</p>
<p>第一条中別表旭川地方法務局稚内支局の款の改正規定 平成十九年五月二十一日</p>
<p>附 則 (平成一九年五月一八日法務省令第三三号)</p> <p>この省令は、平成十九年五月二十八日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年六月一日法務省令第三七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十九年六月十一日</p>
<p>第一条中別表岐阜地方法務局の部及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定 平成十九年六月二十五日</p>
<p>附 則 (平成一九年七月九日法務省令第四三号)</p> <p>この省令は、平成十九年七月十七日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年七月二三日法務省令第四四号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年七月三十日</p>
<p>第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十九年八月二十日</p>
<p>附 則 (平成一九年九月四日法務省令第五二号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第三十九条の規定は、平成十九年九月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十九年九月十日</p>
<p>第一条中別表岡山地方法務局の部及び那霸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成十九年九月十八日</p>
<p>附 則 (平成一九年九月二十五日)</p> <p>この省令は、平成十九年九月二十五日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年九月二七日法務省令第五五号)</p> <p>この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条中別表千葉地方法務局の部及び第二条の規定 平成十九年十月九日</p>
<p>第一条中別表京都地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十九年十月十五日</p>
<p>第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成十九年十月二十九日</p>
<p>附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)</p> <p>この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年一月二九日法務省令第六四号)</p> <p>この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)</p> <p>この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年一二月七日法務省令第六六号)</p> <p>この省令は、平成二十年二月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日</p>
<p>附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第七号)</p> <p>別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日</p>
<p>附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第四号)</p> <p>この省令は、平成二十年二月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第六六号)</p> <p>この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第七号)</p> <p>この省令は、平成二十年三月三日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第八号)</p> <p>この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。</p>

附 則（平成二〇年二月二六日法務省令第九号）

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則（平成二〇年三月七日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法務省令第三二号）

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二九日法務省令第三九号）**抄**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表名古屋地方法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日

第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日

第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則（平成二〇年九月九日法務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一条第三項、第十二条第二項及び第十七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

第二条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二条第二項及び第四十二条の改正規定 平成二十年十月十四日

第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月二十七日

附 則（平成二〇年九月三〇日法務省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二八日法務省令第五八号）**抄**

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一五日法務省令第七四号）**抄**

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の二の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日

第二条中別表仙台法務局の部の改正規定（「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る） 平成二十一年一月五日

第三条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九条及び第三十三条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日

第四条中別表仙台法務局の部の改正規定（第二号に規定する改正規定を除く。）及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七条の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則（平成二一年二月五日法務省令第二号）**抄**

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則（平成二一年三月一三日法務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則（平成二一年三月二七日法務省令第八号）**抄**

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則（平成二一年四月一七日法務省令第二一号）**抄**

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条第二項、第七条第四項及び第五項、第三十三条第一項並びに第四十二条の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則（平成二一年六月二二日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二条第二項、第二十一条及び第三十三条第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則（平成二十二年七月二二日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則（平成二十二年八月二四日法務省令第三七号）

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条の二及び第十二条第二項の改正規定

平成二十一年九月十四日

第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条第二項の改正規定

平成二十一年九月二十四日

附 則（平成二十二年九月一六日法務省令第四一号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七条第二項の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

平成二十一年十月五日

第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定

平成二十一年十月十三日

附 則（平成二十二年一〇月三〇日法務省令第四二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第一条第一項の改正規定

平成二十一年十一月二十四日

附 則（平成二二年一二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定

平成二十二年二月一日

第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定

平成二十二年二月十五日

第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定

平成二十二年二月二十四日

附 則（平成二二年二月二六日法務省令第四四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二条の改正規定

平成二十二年一月十八日

附 則（平成二二年二月二六日法務省令第八号）抄

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条中別表名古屋法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二条の改正規定

平成二十二年三月十五日

第一条中別表秋田地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、熊本地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十

五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定

平成二十二年三月二十九日

第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定

平成二十二年三月二十九日

第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定

平成二十二年三月三十一日

附 則（平成二二年三月二九日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条の規定

平成二十二年四月一日

附 則（平成二二年五月三一日法務省令第二三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年七月二日法務省令第二六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条の規定

平成二十二年七月十一日

附 則（平成二二年七月二二日法務省令第三五号）抄

この省令は、平成二十二年七月十一日から施行する。

第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第六条の改正規定

平成二十二年十一月一日

- 三二 第一条中別表さいたま方法務局の部の改正規定 平成二十一年十一月二十二日
- 附 則（平成二十一年一月二四日法務省令第四三号）抄
- この省令は、平成二十一年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 二 略
- 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十一年一月三十一日
- 附 則（平成二十一年一月二十四日法務省令第四四号）
- この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。
- 一 略
- 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 附 則（平成二三年一月二一日法務省令第二号）抄
- この省令は、平成二十三年二月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 二 略
- 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一閔人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十一年三月十四日
- 三 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日
- 附 則（平成二三年三月一八日法務省令第四号）
- この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一横手人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十一年三月十四日
- 二 略
- 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日
- 三 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日
- 附 則（平成二三年五月二七日法務省令第一九号）抄
- この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。
- 附 則（平成二三年七月二二日法務省令第二四号）抄
- この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。
- 附 則（平成二三年八月二六日法務省令第二六号）抄
- この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。
- 附 則（平成二三年九月三〇日法務省令第二八号）抄
- この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表江地方法務局の部の改正規定（（簸川郡）を削る部分に限る。） 平成二十三年十月一日
- 附 則（平成二三年一〇月三一日法務省令第三〇号）抄
- この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日
- 附 則（平成二三年一二月一六日法務省令第三八号）
- この省令は、平成二十三年十一月十九日から施行する。
- 附 則（平成二三年一二月二二日法務省令第四〇号）抄
- この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日
- 附 則（平成二十四年一二月二二日法務省令第三号）
- この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第一条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則（平成二四年二月二四日法務省令第五号）
この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則（平成二四年四月二三日法務省令第二二号）
この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二四年五月二十五日法務省令第二三号）
この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則（平成二十四年六月十一日法務省令第三三号）
この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則（平成二十四年八月二一日法務省令第三三号）
この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則（平成二四年九月二一日法務省令第三四号）
この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二四年一一月三〇日法務省令第四三号）
この省令は、平成二十四年十一月三〇日から施行する。

附 則（平成二六年二月二二日法務省令第一一八号）
この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則（平成二六年四月二五日法務省令第一一八号）
この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則（平成二六年五月二三日法務省令第二二号）
この省令は、平成二十六年五月二三日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法務省令第一一九号）
この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法務省令第一一九号）
この省令は、平成二十六年七月二十一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一四日法務省令第一一九号）
この省令は、平成二十六年一〇月一四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二六年一二月二六日法務省令第三九号）
この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則（平成二七年四月二四日法務省令第二七号）
この省令は、平成二八年四月二四日から施行する。

附 則（平成二八年一月一四日法務省令第二三号）
この省令は、平成二八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月七日法務省令第三二号）
この省令は、平成二八年四月七日から施行する。

附 則（平成二八年五月十六日法務省令第一号）
この省令は、平成二八年五月十六日から施行する。

附 則（平成二八年九月二六日法務省令第四三号）
この省令は、平成二八年九月二六日から施行する。

附 則（平成二八年十月十日法務省令第一二三号）
この省令は、平成二八年十月十日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日法務省令第一号）
この省令は、平成三〇年一月三〇日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日法務省令第二四号）
この省令は、令和二年三月三一日から施行する。

附 則（令和元年七月一六日法務省令第二六号）
この省令は、令和元年七月一六日から施行する。

附 則（令和二年七月十日法務省令第二四号）
この省令は、令和二年七月十日から施行する。

岩見沢	室蘭	小樽	(札幌)										札幌法務局 支局	別表第一 この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。
			北	白石	南	西	江別	惠庭	(小樽)	(室蘭)	(岩見沢)	出張所		
北海道	北海道 室蘭市	北海道 小樽市	北海道 恵庭市	北海道 北別市	北海道 札幌市	北海道 豊平区	北海道 札幌市	北海道 白石区	北海道 札幌市	北海道 札幌市	北海道 札幌市	北海道 札幌市	位置	
北海道の内	有珠郡 豊浦町 虻田郡 伊達市 登別市 室蘭市 北海道の内 洞爺湖町	余市郡 古平郡 千歳市 北海道の内 北海道の内	北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内	北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内	北海道の内 札幌市 手稲区	管轄区域								

附 則　（令和二年一二月一六日法務省令第五五号）

この省令は、令和三年一月十一日から施行する。

附 則　（令和五年五月一二日法務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

附 則　（令和六年一月二六日法務省令第三号）抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

	(函館)	支局 函館地方法務局	日高	俱知安	滝川	苦小牧	
	(函館)	出張所	(日高)	(俱知安)	(滝川)	(苦小牧)	
函館市	北海道	位置	新ひだか町	虻田郡 俱知安町	滝川市 北海道	苦小牧市 北海道	岩見沢市
亀田郡 上磯郡 松前郡 北斗市	北海道 函館市 の内	管轄区域	幌泉郡 様似郡 浦河郡 新冠郡 沙流郡 北海道 の内	古宇郡 虻田郡 二セコ町 岩内郡 磯谷郡 北海道 の内	浦臼町 樺戸郡 奈井江町 歌志内市 空知郡 砂川市 滝川市 赤平市 芦別市 北海道 の内	厚真町 勇払郡 白老郡 苦小牧市 北海道 の内	月形町 夕張郡 南幌町 樺戸郡 空知郡 三笠市 美唄市 岩見沢市 夕張市

	紋別	稚内	留萌	(旭川)	旭川地方法務局 支局	八雲	江差	
(名寄)	(紋別)	(稚内)	(留萌)	(旭川)	出張所	(八雲)	(江差)	
名寄市 北海道	紋別市 北海道	稚内市 北海道	留萌市 北海道	旭川市 北海道	位置	八雲町 二海郡 北海道	江差町 檜山郡 北海道	
名寄市 北海道 の内	滝上町 紋別郡 興部町 の内	利尻郡 紋別市 天塩郡 宗谷郡 稚内市 北海道 の内	礼文郡 天塩郡 宗谷郡 稚内市 北海道 の内	苦前郡 留萌郡 増毛郡 留萌市 北海道 の内	占冠村 勇払郡 (内) 空知郡 (内) 上富良野町 (石狩国) 雨竜郡 富良野市 旭川市 深川市 北海道 の内	森町 瀬棚郡 山越郡 北海道 の内	茅部郡 北海道 の内	奥尻郡 爾志郡 檜山郡 北海道 の内

				根室	北見	帶広		(釧路)	支局	釧路地方法務局	
名取	(仙台)	支局 仙台法務局	出張所	中標津 (根室)	(北見)	(帶広)		(釧路)	出張所		
名取市	宮城県 宮城県の内	青葉区 仙台市	宮城県 宮城県の内	中標津郡 北海道 中標津町	根室市 北海道	北見市 北海道	帶広市 北海道	釧路市 北海道	位置		
亘理郡 岩沼市 名取市	宮城県 宮城県の内	黒川郡 富谷市 仙台市	宮城県 宮城県の内	目梨郡 標津郡 野付郡 北海道の内	根室市 北海道の内	遠軽町 紋別郡 常呂郡 の内 湧別町	斜里郡 網走郡 網走市 北海道の内	十勝郡 足寄郡 河西郡 河東郡 上川郡 中川郡 (十勝国)	北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内	厚岸郡 釧路郡 釧路市 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内 北海道の内	管轄区域 上川郡 (天鹽國) 中川郡 (天鹽國)

十和田	五所川原	八戸	弘前	(青森)	支局 青森地方法務局	登米	大河原	氣仙沼	古川	塩竈	石巻
(十和田)	(五所川原)	(八戸)	(弘前)	(青森)	出張所	(登米)	(大河原)	(氣仙沼)	(古川)	(塩竈)	(石巻)
十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市	青森県 弘前市	青森県 青森市	位置	登米市 宮城県	宮城県 柴田郡 大河原町	宮城県 宮城郡 氣仙沼市	宮城県 大崎市	宮城県 塩竈市	宮城県 石巻市
十和田市 青森県の内	青森県 五所川原市 つがる市 北津軽郡	青森県 八戸市 三戸郡 西津軽郡	青森県 南津軽郡 黒石市 中津軽郡 平川市 弘前市 東津軽郡 青森市 青森県 内	青森県 弘前市 東津軽郡 青森市 青森県 内	管轄区域	登米市 宮城県 内 伊具郡	宮城県 柴田郡 刈田郡 白石市 角田市 本吉郡 宮城県 内 気仙沼市	宮城県 遠田郡 加美郡 栗原市 宮城県 内 氣仙沼市	宮城県 大崎市 遠田郡 加美郡 栗原市 宮城県 内 氣仙沼市	宮城県 多賀城市 塩竈市 宮城県 内 多賀城市	宮城県 牡鹿郡 東松島市 宮城県 内 牡鹿郡 東松島市

(秋田)	支局	秋田地方法務局	二戸	花巻	水沢	宮古	(盛岡)	支局	盛岡地方法務局	むつ						
(秋田)	出張所		(二戸)	(花巻)	(大船渡)	(宮古)	(盛岡)	出張所		(むつ)						
秋田市	秋田県	位置	二戸市	岩手県 花巻市	岩手県 大船渡市	岩手県 奥州市	岩手県 宮古市	岩手県 盛岡市	岩手県 八幡平市	青森県 むつ市	三沢市	上北郡の内	野辺地町	七戸町	上北郡の内	
男鹿市	秋田市	秋田県の内	二戸郡 久慈市 和賀郡 二戸市	岩手県の内 花巻市 北上市 遠野市	岩手県の内 陸前高田市 大船渡市	岩手県の内 西磐井郡 胆沢郡	岩手県の内 一関市 釜石市 宮古市	岩手県の内 下閉伊郡 上閉伊郡	岩手県の内 紫波郡 岩手郡 滝沢市	岩手県の内 八幡平市 盛岡市	青森県の内 むつ市	上北郡の内	横浜町	東北町	六ヶ所村	おいらせ町

酒田	鶴岡	米沢	(山形)	支局	山形地方法務局	大曲	本荘	大館	能代
(酒田)	(鶴岡)	(米沢)	村山	(山形)	出張所	(大曲)	(本荘)	(大館)	(能代)
酒田市 山形県	鶴岡市 山形県	米沢市 山形県	村山市 山形県	山形市 山形県	位置	秋田県 大仙市	秋田県 由利本荘市	秋田県 大館市	秋田県 能代市
酒田市 山形県の内 三川町	鶴岡市 山形県の内 東田川郡の内	米沢市 山形県の内 南陽市 長井市	尾花沢市 東根市 村山市 東村山郡	山形市 上山市 天童市 山形県の内	管轄区域	横手市 湯沢市 秋田県の内 由利本荘市	鹿角郡 北秋田市 秋田県の内 にかほ市	鹿角郡 北秋田市 大館市 秋田県の内	潟上市 秋田県の内 山本郡 能代市 南秋田郡

													(東京)	支局	東京法務局	相馬	
													(東京)	出張所	(相馬)		
杉並	中野	渋谷	世田谷	城南	品川	墨田	台東	新宿	港				(東京)				
杉並区	東京都	中野区	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	千代田区	東京都	位置	福島県	福島市			
杉並区 東京都 の内	東京都 の内	中野区 東京都 の内	渋谷区 東京都 の内	目黒区 東京都 の内	世田谷区 東京都 の内	大田区 東京都 の内	東京都 の内	品川区 東京都 の内	東京都 の内	墨田区 東京都 の内	江東区 東京都 の内	台東区 東京都 の内	新宿区 東京都 の内	港区 東京都 の内	八丈支庁 の所管区域	管轄区域	東白川郡 石川町 石川郡 の内

西多摩	府中	八王子	北	豊島							
(西多摩)	田無	(府中)	町田	立川	(八王子)	江戸川	城北	練馬	板橋	北	豊島
福生市 東京都	西東京市 東京都	府中市 東京都	町田市 東京都	立川市 東京都	八王子市 東京都	江戸川区 東京都	葛飾区 東京都	練馬区 東京都	板橋区 東京都	北区 東京都	豊島区 東京都
羽村市 福生市 青梅市 東京都の内	清瀬市 東京都の内	小平市 東京都の内	狛江市 東京都の内	調布市 東京都の内	三鷹市 武蔵野市	立川市 東京都の内	日野市 東京都の内	昭島市 東京都の内	稻城市 東京都の内	足立区 東京都の内	荒川区 東京都の内
			国分寺市 国立市	小金井市	武藏村山市 東京都の内	東大和市 東京都の内	多摩市 八王子市		練馬区 東京都の内	板橋区 東京都の内	東京都の内 東京都の内
					武藏野市	昭島市					

		下妻	龍ヶ崎		土浦		日立	(水戸)		支局	水戸地方法務局
筑西		(下妻)	取手	(龍ヶ崎)	つくば	(土浦)	(日立)	(水戸)	出張所		
茨城市	茨城県	下妻市	茨城县	取手市	茨城县	茨城县	茨城市	茨城县	水戸市	茨城县	茨城県の内
筑西市 結城市 茨城县の内	猿島郡 結城市 坂東市 常総市 下妻市 古河市 茨城县の内	つくばみらい市	茨城县の内	牛久市 守谷市 稻敷市 龍ヶ崎市 茨城县の内	つくば市 茨城县の内	茨城县の内	茨城县の内	北茨城市 高萩市 日立市 茨城县の内	那珂市 東茨城市 那珂郡 ひたちなか市 笠間市 茨城県の内	西多摩郡	あきる野市

支局 さいたま地方法務局 (さいたま)	出張所 (さいたま)	位置	中之条町	群馬郡 吾妻郡 群馬県の内	富岡市 群馬県の内	沼田市 群馬県の内	太田市 群馬県の内	伊勢崎市 群馬県の内	桐生市 群馬県の内	高崎市 群馬県の内	渋川市 群馬県の内	(前橋) 群馬県の内	支局 前橋地方法務局 (前橋)	出張所 (前橋)	位置	管轄区域 群馬県の内	
鴻巣	川口	埼玉県 さいたま市 中央区	埼玉県 さいたま市	川口市	埼玉県	中央区	埼玉県 さいたま市	富岡	沼田	太田	伊勢崎	桐生	高崎	(前橋)	(前橋)	(前橋)	管轄区域 群馬県の内
鴻巣市	埼玉県	埼玉県 さいたま市 中央区	埼玉県 さいたま市	中之条町	群馬県 吾妻郡 群馬県の内	富岡市 群馬県の内	沼田市 群馬県の内	太田市 群馬県の内	伊勢崎市 群馬県の内	桐生市 群馬県の内	高崎市 群馬県の内	渋川市 群馬県の内	群馬県 前橋市	群馬県 前橋市	群馬県 前橋市	群馬県 前橋市	管轄区域 群馬県の内
鴻巣市	埼玉県 内の内	埼玉県 内の内	埼玉県 内の内	蓮田市	蕨市	戸田市	埼玉県 内の内	甘楽郡 上野村 多野郡 富岡市 群馬県の内	利根郡 沼田市 邑楽郡 太田市 群馬県の内	佐波郡 伊勢崎市 桐生市 群馬県の内	みどり市 群馬県の内	神流町 多野郡 安中市 藤岡市 高崎市 群馬県の内	北群馬郡 群馬県の内	群馬県 群馬県の内	群馬県 群馬県の内	群馬県 群馬県の内	管轄区域 群馬県の内

東松山		所沢	秩父		熊谷			川越					
(東松山)	飯能	(所沢)	(秩父)	本庄	(熊谷)	坂戸		(川越)	志木		上尾		
埼玉県	飯能市 埼玉県	所沢市 埼玉県	秩父市 埼玉県	本庄市 埼玉県	熊谷市 埼玉県	坂戸市 埼玉県	川越市 埼玉県	志木市 埼玉県	埼玉市 上尾市	埼玉県	埼玉県		
埼玉県の内	日高市 飯能市 埼玉県の内	入間市 狹山市 所沢市 埼玉県の内	横瀬町 秩父郡の内	秩父市 埼玉県の内	児玉郡 埼玉県の内	大里郡 深谷市 行田市 熊谷市 埼玉県の内	鳩山町 比企郡の内	毛呂山町 鶴ヶ島市 坂戸市 埼玉県の内	川島町 三芳町 入間郡の内	富士見市 ふじみ野市 川越市 埼玉県の内	和光市 志木市 朝霞市 埼玉県の内	新座市 北足立郡 桶川市 上尾市 埼玉県の内	北本市

船橋	市川						久喜				越谷		
(船橋)	(市川)	市原		東金		(千葉)	(久喜)	草加	春日部		(越谷)		
船橋市 千葉県	市川市 千葉県	市原市 千葉県		東金市 千葉県	中央区 千葉市 千葉県	位置	埼玉県 久喜市	埼玉県 草加市	埼玉県 春日部市	埼玉県 越谷市	埼玉県 東松山市		
八千代市 船橋市 千葉県の内	浦安市 鎌ヶ谷市 市川市 千葉県の内	市原市 千葉県の内	九十九里町 山武郡の内	大網白里市 山武市 東金市 千葉県の内	習志野市 千葉市 千葉県の内	管轄区域	埼玉県の内 白岡市 幸手市 久喜市 羽生市 加須市 三郷市 八潮市 杉戸町	埼玉県の内 草加市 埼玉県の内 埼玉市 南埼玉郡 北葛飾郡の内	埼玉県の内 春日部市 埼玉県の内 埼玉市 杉戸町	埼玉県の内 吉川市 越谷市 松伏町	埼玉県の内 秩父郡の内 東秩父村	比企郡の内 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町	

茂原	匝瑳	柏		佐倉	香取	松戸	木更津	館山
(茂原)	(匝瑳)	(柏)	成田	(佐倉)	(香取)	(松戸)	(木更津)	(館山)
茂原市 千葉県	匝瑳市 千葉県	柏市 千葉県	成田市 千葉県	佐倉市 千葉県	香取市 千葉県	松戸市 千葉県	木更津市 千葉県	館山市 千葉県
長生郡 茂原市 千葉県の内	芝山町 山武郡の内 多古町 香取郡の内 旭市 匝瑳市 銚子市 千葉県の内 我孫子市 柏市 野田市 千葉県の内 印旛郡の内 富里市 白井市 印西市 成田市 千葉県の内 酒々井町 印旛郡の内 八街市 四街道市 佐倉市 千葉県の内 香取市 千葉県の内 神崎町 千葉県の内 松戸市 千葉県の内 流山市 千葉県の内 袖ヶ浦市 千葉県の内 富津市 君津市 木更津市 千葉県の内 安房郡 南房総市 鴨川市 館山市 千葉県の内							

新津	新発田	柏崎	三条	長岡	(新潟)	新潟地方法務局	厚木	相模原	西湘二宮
(新津)	(新発田)	(柏崎)	(三条)	(長岡)	(新潟)	出張所	(厚木)	(相模原)	(西湘二宮)
新潟県	新発田市	新潟県 柏崎市	新潟県 三条市	新潟市 長岡市	新潟市 中央区	新潟市 位置	大和 厚木市 神奈川県	相模原市 神奈川県	中郡二宮町 神奈川県の内
新潟県の内	北蒲原郡 胎内市 新発田市	新潟県の内 刈羽郡 三島郡	新潟県の内 柏崎市 新潟県の内	新潟県の内 南蒲原郡 西蒲原郡	新潟県の内 燕市 加茂市 三条市	新潟県の内 見附市 小千谷市 長岡市	新潟市 北区 東区 新潟市 中央区 江南区	新潟市 新潟市 海老名市 座間市 綾瀬市 大和市 秦野市 厚木市 伊勢原市 愛甲郡 神奈川県の内	相模原市 神奈川県 秦野市 厚木市 伊勢原市 神奈川県の内 足柄上郡 足柄下郡 中郡 小田原市 南足柄市 平塚市 神奈川県の内

		大月		(甲府)		支局	甲府地方法務局	南魚沼	佐渡	上越	糸魚川	村上	十日町			
吉田		(大月)		韮崎		(甲府)	出張所	(南魚沼)	(佐渡)	(上越)	(糸魚川)	(村上)	(十日町)			
富士吉田市	山梨県	大月市	山梨県	韮崎市	山梨県	甲府市	山梨県	甲府市	新潟県	新潟県	糸魚川市	村上市	新潟県	新潟県	秋葉区 新潟市	
富士吉田市	山梨県の内	北都留郡道志村	南都留郡の内	上野原市	大月市	都留市	山梨県の内	北杜市	韮崎市	山梨県の内	中巨摩郡	笛吹市	甲斐市	山梨市	山梨県の内	管轄区域 新潟県の内

佐久	飯山	大町	伊那	諏訪	飯田	上田	松本	(長野)	支局 (長野)	長野地方法務局	鰍沢
(佐久)	(飯山)	(大町)	(伊那)	(諏訪)	(飯田)	(上田)	(松本)	(長野)	出張所 (長野)	(鰍沢)	(鰍沢)
佐久市	長野県 飯山市	長野県 大町市	長野県 伊那市	長野県 諏訪市	長野県 飯田市	長野県 上田市	長野県 松本市	長野県 長野市	位置 長野市	富士川町 南巨摩郡	山梨県 南巨摩郡
小諸市 長野県の内	長野県 下水内郡 高井郡	長野県 中野市 安曇郡	長野県 北安曇郡 大町市	長野県 上伊那郡 駒ヶ根市	長野県 諏訪郡 茅野市	長野県 岡谷市 下伊那郡	長野県 埴科郡 飯田市	長野県 東御市 上田市	長野県 安曇野市 塩尻市 須坂市 千曲市 上水内郡	長野県 筑摩郡 長野市 長野市 長野市 長野市 管轄区域 長野県の内	西桂町 南巨摩郡 西八代郡 山梨県の内 忍野村 山中湖村 富士河口湖町 鳴沢村

袋井	藤枝	掛川	富士			沼津		浜松		(静岡)	支局	静岡地方法務局	木曽	
(袋井)	(藤枝)	(掛川)	(富士)	熱海		(沼津)	磐田	(浜松)	清水	(静岡)	出張所		(木曽)	
静岡県	藤枝市 静岡県	掛川市 静岡県	富士市 静岡県	熱海市 静岡県		沼津市 静岡県	磐田市 静岡県	浜松市 静岡県	清水区 静岡市 静岡県	葵区 静岡市 静岡県	位置		木曽町 長野県	
静岡県の内	榛原郡 牧之原市 藤枝市 烧津市 岛田市 静岡県の内	菊川市 御前崎市 掛川市 静岡県の内	富士市 富士宮市 静岡県の内	伊东市 热海市 静岡県の内	駿東郡 田方郡 伊豆の国市	裾野市 伊豆市 御殿场市	三島市 沼津市 静岡県の内	磐田市 静岡県の内	湖西市 浜松市 静岡市 静岡県の内	清水区 静岡市 静岡県の内	葵区 静岡市 静岡県の内	管轄区域	木曾郡 長野県の内	佐久市 南佐久郡 北佐久郡

	半田	一宮	岡崎	豊橋				(名古屋)	支局 名古屋法務局	下田	
	(半田)	(一宮)	(岡崎)	豊川	(豊橋)	名東	熱田	(名古屋)	出張所	(下田)	
半田市	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県 名東区	愛知県 熱田区	愛知県 名古屋市	位置	下田市	袋井市
知多市 大府市 東海市 常滑市 半田市	愛知県 の内	丹羽郡 岩倉市 稲沢市 江南市 犬山市 愛知県 の内	額田郡 岡崎市 愛知県 の内	蒲郡市 豊川市 愛知県 の内	田原市 豊橋市 愛知県 の内	愛知郡 長久手市 日進市 守山区 愛知県 の内	瑞穂区 熱田区 中川区 港区 南区 天白区 愛知県 の内	愛知県 名古屋市 の内 名古屋市 の内 名古屋市 の内 名古屋市 の内 名古屋市 の内	管轄区域	静岡県 下田市 賀茂郡	周智郡 静岡県 の内 下田市 袋井市

金沢地方法務局	砺波	魚津	高岡	(富山)	支局	富山地方法務局	新城	西尾	豊田	刈谷	津島	春日井
	(砺波)	(魚津)	(高岡)	(富山)	出張所		(新城)	(西尾)	(豊田)	(刈谷)	(津島)	(春日井)
	砺波市	富山県 魚津市	富山県 高岡市	富山県 富山市	位置		新城市 愛知県	西尾市 愛知県	豊田市 愛知県	刈谷市 愛知県	津島市 愛知県	春日井市 愛知県 内
	砺波市 小矢部市 南砺市 市 内	富山県 下新川郡 黒部市	滑川市 魚津市 富山県 内	射水市 氷見市 高岡市 富山県 内	中新川郡 富山市 富山県 内	管轄区域	北設楽郡 新城市 愛知県 内	西尾市 愛知県 内	豊田市 愛知県 内	刈谷市 碧南市 安城市 高浜市 知立市 愛知県 内	津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡 尾張旭市 小牧市 瀬戸市 春日井市 尾張旭市 愛知県 内	知多郡 愛知県 内

支局	岐阜地方法務局	小浜	武生	敦賀		(福井)	支局	福井地方法務局	輪島	小松	七尾		(金沢)	支局
出張所		(小浜)	(武生)	(敦賀)		(福井)	出張所		(輪島)	(小松)	(七尾)		(金沢)	出張所
位置	小浜市	福井県	越前市	福井県	敦賀市	福井県	福井市	福井県	輪島市	石川県	七尾市	石川県	金沢市	位置
管轄区域	大飯郡 小浜市 福井県の内	丹生郡 南条郡 今立郡 越前市 鯖江市 福井県の内	三方上中郡 三方郡 三方郡 敦賀市 福井県の内	吉田郡 坂井市 あわら市 勝山市 大野市 福井市 福井県の内	鳳珠郡 珠洲市 輪島市 石川県の内	能美市 加賀市 小松市 石川県の内	鹿島郡 羽咋郡 七尾市 石川県の内	河北郡 能美郡 野々市市 白山市 かほく市 金沢市 石川県の内	管轄区域					

四日市	(津)	支局	津地方法務局	八幡	美濃加茂	中津川	多治見	高山	大垣	(岐阜)
(四日市)	鈴鹿	(津)	出張所	(八幡)	(美濃加茂)	(中津川)	(多治見)	(高山)	(大垣)	(岐阜)
三重県	鈴鹿市	三重県	津市	三重県	位置	郡上市	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜市
三重県の内	鈴鹿市	三重県の内	龟山市	三重県の内	管轄区域	郡上市	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内	岐阜県の内

		(大津)	支局 大津地方法務局	東大阪	富田林	北大阪	岸和田	堺			
高島		(大津)	出張所	(東大阪)	(富田林)	(北大阪)	(岸和田)	(堺)	枚方		
高島市 滋賀県	滋賀県	大津市	位置	東大阪府 大阪市	富田林市	茨木市 大阪府	岸和田市	堺市 大阪府	枚方市 大阪府		
高島市 滋賀県の内 野洲市 栗東市 守山市 草津市 大津市 滋賀県の内	滋賀県	大津市	管轄区域	柏原市 東大阪市	八尾市 大阪府の内 内郡	藤井寺市 河内長野市 内市	富田林市 大阪府の内 内市	摂津市 三島郡 高槻市 吹田市 大阪府の内 内市	泉南市 泉州郡 和泉市 泉佐野市 泉大津市 岸和田市 大阪府の内 内市	松原市 大阪狭山市 高石市 大阪府の内 内市	寝屋川市 交野市 大阪府の内

宮津		宇治	舞鶴	福知山		(京都)	支局	京都地方法務局	甲賀	長浜	彦根
(宮津)	木津	(宇治)	(舞鶴)	(福知山)	伏見	嵯峨	(京都)	出張所	(甲賀)	(長浜)	(彦根)
宮津市	木津川市	京都市	京都市	京都市	伏見区	京都市	京都市	京都市	甲賀市	滋賀県	滋賀県
京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	京都府	滋賀県	滋賀県	滋賀県
宮津市 京都府 の内	相楽郡 木津川市 京都府 の内	綾喜郡 久世郡 京都府 の内	八幡市 京田辺市 京都府 の内	城陽市 舞鶴市 京都府 の内	宇治市 京都府 の内	京都府 の内	京都府 の内	京都府 の内	湖南市 甲賀市 滋賀県 の内	長浜市 蒲生郡 滋賀県 の内	犬上郡 愛知郡 滋賀県 の内

豊岡		伊丹	洲本	西宮	明石	尼崎	姫路			(神戸)	支局	神戸地方法務局	園部	京丹後	
(豊岡)	三田	(伊丹)	(洲本)	(西宮)	(明石)	(尼崎)	(姫路)	東神戸	北	須磨	(神戸)	出張所	(園部)	(京丹後)	
兵庫県	三田市	兵庫県	伊丹市	兵庫県	洲本市	兵庫県	西宮市	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	位置	京都府	京都府	
兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	管轄区域	京都府	京都府	
兵庫県の内	三田市	兵庫県の内	川辺郡	川西市	宝塚市	伊丹市	兵庫県の内	淡路市	南あわじ市	洲本市	兵庫県の内	芦屋市	兵庫県の内	京都府の内	京都府の内
													船井郡	与謝郡	
													南丹市	京都府の内	
													亀岡市	京都府の内	
													京丹後市	京都府の内	

	中和	葛城	(奈良)	支局	奈良地方法務局	柏原	社	龍野	加古川	
	(中和)	(葛城)	(奈良)	出張所		(柏原)	(社)	(龍野)	(加古川)	八鹿
橿原市 奈良県	北葛城市 香芝市 御所市 大和高田市 奈良県の内	葛城市 香芝市 御所市 大和高田市 奈良県の内	奈良市 奈良市 奈良市 奈良市 奈良県の内	位置	丹波市 丹波篠山市 内	兵庫県 加東市 兵庫県 多可郡 加東市 加西市 小野市 西脇市 兵庫県の内 佐用郡 赤穂郡 播磨郡 宍粟市 赤穂市 相生市 兵庫県の内	たつの市 兵庫県の内 たつの市 加古郡 高砂市 加古川市 兵庫県の内	兵庫県 加古川市 兵庫県の内 高砂市 加古川市 兵庫県の内 朝来市	兵庫県 養父市 兵庫県の内 養父市 兵庫県の内 朝来市	美方郡
宇陀市 桜井市 奈良県の内	橿城市 香芝市 御所市 大和高田市 奈良県の内	葛城市 香芝市 御所市 大和高田市 奈良県の内	生駒市 生駒市 天理市 大和郡山市 奈良市 奈良県の内	管轄区域						

吳		(広島)	支局 広島法務局	新宮	田辺	御坊	橋本		(和歌山)	和歌山地方法務局 支局	五條						
(吳)	可部	(広島)	出張所	(新宮)	(田辺)	(御坊)	(橋本)		(和歌山)	出張所	(五條)						
吳市	広島県	安佐北区	広島市	広島県	中区	広島市	広島県	位置	新宮市 和歌山県	田辺市 和歌山県	御坊市 和歌山県	橋本市 和歌山県	和歌山市 和歌山県	位置			
吳市	広島県の内	山県郡 安佐北区	広島市	広島県の内	安芸郡 中区	広島市	広島県の内	管轄区域	東牟婁郡 新宮市 和歌山県の内	日高郡 みなべ町 和歌山県の内	日高郡 美浜町 和歌山県の内	伊都郡 御坊市 和歌山県の内	有田郡 岩出市 和歌山県の内	和歌山市 海草郡 和歌山県の内	管轄区域		
									西牟婁郡	日高郡 日高町	日高郡 日高町	橋本市	有田郡	和歌山市	奈良県		
										由良町	印南町	和歌山市	吉野町 大淀町	奈良県の内	五條市	奈良県	
										日高川町			下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村	吉野郡の内	吉野町	宇陀郡	
													下北山村 上北山村 川上村	吉野郡の内	吉野郡の内	高市郡 東吉野村	

出雲		浜田	(松江)	支局 松江地方法務局	倉吉	米子	(鳥取) 支局 鳥取地方法務局	廿日市	東広島	三次	福山	尾道
(出雲)		(浜田)	(松江)	出張所	(倉吉)	(米子)	(鳥取) 出張所	(廿日市)	(東広島)	(三次)	(福山)	(尾道)
出雲市	島根県	浜田市	島根県	松江市	島根県	鳥取市	鳥取県	鳥取市	東広島市	広島県	福山市	広島県
出雲市 島根県の内	島根郡 邑智郡	江津市	浜田市	安来市	松江市	島根県の内	管轄区域 東伯郡 倉吉市 鳥取県の内	日野郡 西伯郡 境港市 米子市 鳥取県の内	八頭郡 岩美郡 鳥取市 鳥取県の内	広島県 竹原市 東広島市 大竹市 廿日市市 竹原市 庄原市 安芸高田市 神石郡 府中市 福山市 世羅郡 三原市 尾道市 広島県の内	江田島市	

岩国		周南		萩		宇部		下関		(山口)		支局	山口地方法務局	備前	高梁	笠岡					
Lv井	(岩国)	(周南)	(萩)	(宇部)	(下関)	(山口)	出張所	(備前)	(高梁)	(笠岡)											
柳井市	山口県	岩国市	山口県	周南市	山口県	萩市	山口県	宇部市	山口県	下関市	山口県	山口市	山口県	位置	岡山県	高梁市	岡山県	笠岡市	岡山県		
大島郡柳井市	山口県の内	玖珂郡岩国市	山口県の内	熊毛郡光市	山口県の内	下松市	周南市	山口県の内	阿武郡長門市	萩市	山口県の内	山陽小野田市	宇部市	山口県の内	管轄区域	和気郡瀬戸内市	岡山県の内	岡山県の内	浅口市	岡山県の内	美作市

支局	松山地方法務局	美馬	阿南	(徳島)	支局 徳島地方法務局	丸亀		(高松)	高松法務局
出張所		(美馬)	(阿南)	(徳島)	出張所 徳島地方法務局	(丸亀)	寒川	(高松)	出張所
位置	徳島県 美馬市	徳島県 阿南市	徳島県 徳島市	徳島県 徳島市	位置 徳島県 徳島市	香川県 観音寺市	香川県 丸亀市	香川県 さぬき市	香川県 高松市
管轄区域	徳島県 三好市 美馬市 徳島県の内	徳島県 海部郡 那賀郡 阿南市	徳島県 板野郡 名西郡 東郡	徳島県 勝浦郡 阿波市 吉野川市	徳島県 小松島市 鳴門市 徳島市	徳島県 徳島県の内 三豊市 観音寺市 香川県の内	徳島県 坂出市 善通寺市 丸亀市 香川県の内 仲多度郡 宇多津町 綾歌郡の内	徳島県 さぬき市 香川県の内 東かがわ市 香川県の内 綾川町 綾歌郡の内	徳島県 木田郡 小豆郡 高松市 香川郡 木田郡 小豆郡 高松市 香川県の内 綾川町 綾歌郡の内

直方	久留米	北九州					香美	四万十
(直方)	(久留米)	八幡	(北九州)	福間	粕屋	西新	(福岡)	(四万十)
福岡県	久留米市	福岡県 久留米市	福岡県 八幡西区	福岡県 北九州市 小倉北区	福岡県 糟屋郡 粕屋町	福岡県 福岡市 早良区	福岡県 中央区	高知県 香美市
福岡県の内	うきは市	福岡県 久留米市 三井郡	遠賀郡 中間市 若松区 八幡東区 八幡西区	福岡県 北九州市 門司区 北九州市 小倉北区 小倉南区	福岡県 糟屋郡 新宮町 戸畠区	福岡県 糸島市 糟屋郡 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	福岡県 福岡市 東区 福岡県 福岡市 西区 糸島市 福岡県 福岡市 東区 福岡県 福岡市 西区 城南区 糸島市 福岡県 福岡市 東区 福岡県 福岡市 西区 博多区 福岡県 福岡市 城南区 糸島市 福岡県 福岡市 中央区 福岡県 福岡市 南区	高岡郡 幡多郡 南国市 香南市 長岡郡 土佐郡

(佐賀)		支局	佐賀地方法務局	筑紫	行橋	八女	朝倉	柳川	田川	飯塚	
鳥栖	(佐賀)	出張所		(筑紫)	(行橋)	(八女)	(朝倉)	(柳川)	(田川)	(飯塚)	
鳥栖市 佐賀県	佐賀市 佐賀県	佐賀市 佐賀県	位置	筑紫野市 福岡県	行橋市 福岡県	八女市 福岡県	朝倉市 福岡県	柳川市 福岡県	田川市 福岡県	飯塚市 福岡県	直方市
三養基郡 神埼郡 鳥栖市 佐賀県の内	神埼市 佐賀県の内	小城市 佐賀市	多久市 佐賀市	佐賀市 佐賀県の内	管轄区域	築紫野市 福岡県の内	行橋市 福岡県の内	八女市 福岡県の内	朝倉市 福岡県の内	柳川市 福岡県の内	田川市 福岡県の内
那珂川市 太宰府市 大野城市 春日市 筑紫野市 福岡県の内	筑上郡 京都郡 豊前市 福岡県の内	筑後市 八女郡 八女市 福岡県の内	朝倉郡 福岡県の内	三潴郡 みやま市 福岡県の内	大牟田市 福岡県の内	柳川市 福岡県の内	大牟田市 福岡県の内	田川郡 福岡県の内	嘉穂郡 飯塚市 福岡県の内	鞍手郡 宮若市 福岡県の内	直方市

八代	(熊本)	支局	熊本地方法務局	対馬	壱岐	平戸	五島	諫早	島原	佐世保	(長崎)	支局	長崎地方法務局	武雄	伊万里	唐津																															
(八代)	(熊本)	出張所		(対馬)	(壱岐)	(平戸)	(五島)	(諫早)	(島原)	(佐世保)	(長崎)	出張所		(武雄)	(伊万里)	(唐津)																															
熊本県	中央区	熊本市	熊本県	位置	対馬市	長崎県	壱岐市	長崎県	平戸市	長崎県	諫早市	長崎県	島原市	長崎県	佐世保市	長崎市	位置																														
熊本県の内	上益城郡	熊本市	熊本県の内	管轄区域	対馬市	長崎県の内	壱岐市	長崎県の内	松浦市	長崎県の内	平戸市	長崎県の内	五島市	長崎県の内	雲仙市	大村市	諫早市	長崎県の内	島原市	長崎県の内	南島原市	長崎県の内	東彼杵郡	西彼杵郡	長崎市	長崎県の内	佐世保市	長崎県の内	鹿島市	嬉野市	西海市	佐賀市	武雄市	佐賀県の内	藤津郡	杵島郡	嬉野市	西松浦郡	伊万里市	佐賀県の内	佐賀県の内	唐津市	東松浦郡	伊万里市	佐賀県の内	唐津市	佐賀県の内

竹田	佐伯	日田	中津	(大分)	支局	大分地方法務局	阿蘇大津	宇土	山鹿	天草	玉名	人吉	
(竹田)	(佐伯)	(日田)	(中津)	(大分)	出張所		(阿蘇大津)	(宇土)	(山鹿)	(天草)	(玉名)	(人吉)	
竹田市 大分県	佐伯市 大分県	日田市 大分県	中津市 大分県	大分市 大分県	位置		菊池郡 大津町	熊本県 宇土市	熊本県 山鹿市	熊本県 天草市	熊本県 玉名市	熊本県 人吉市	八代市
豊後大野市 竹田市 大分県の内	竹田市 佐伯市 大分県の内	玖珠郡 日田市 大分県の内	中津市 大分県の内	由布市 別府市 大分市 大分県の内	管轄区域		阿蘇郡 菊池郡 合志市 阿蘇市 熊本県の内	熊本県 宇城市 宇土市 山鹿市 熊本県の内	菊池市 下益城郡 熊本県の内	天草郡 天草市 上天草市 熊本県の内	玉名郡 荒尾市 玉名市 熊本県の内	球磨郡 人吉市 熊本県の内	八代市 水俣市 八代郡 葦北郡

川内	(鹿児島)				支局 鹿児島地方法務局	日南	延岡	都城	高鍋	(宮崎)	支局 (宮崎)	宇佐	宇佐(杵築)	
(川内)	屋久島	種子島	(鹿児島)	出張所	位置	(日南)	(延岡)	小林	(都城)	高鍋	(宮崎)	出張所	(宇佐)	(杵築)
鹿児島県	屋久島町	熊毛郡鹿児島県	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島市	日南市	宮崎県	宮崎市	都城市	高鍋町	宮崎県	宮崎市	大分県宇佐市	大分県杵築市
鹿児島県の内	屋久島町	熊毛郡鹿児島県の内	中種子町	熊毛郡鹿児島県の内	鹿児島市	日置市	鹿児島郡	鹿児島市	東臼杵郡	えびの市	宮崎県の内	宮崎市	大分県宇佐市	大分県杵築市

石垣	宮古島	(那覇)	支局 那覇地方法務局	霧島	奄美	鹿屋		薩摩川内市
(石垣)	(宮古島)	(那覇)	出張所	(霧島) 南さつま	(奄美)	(鹿屋) 曾於	出水	いちき串木野市
石垣市	沖縄県 宮古島市	沖縄県 那覇市	沖縄県 那覇市	位置 鹿児島県 南さつま市	鹿児島県 鹿児島市	鹿児島県 奄美市	鹿児島県 曾於市	鹿児島県 鹿屋市
石垣市	沖縄県 宮古島市	沖縄県 那覇市	沖縄県 那覇市	管轄区域 沖縄県の内 糸満市	鹿児島県 指宿市	鹿児島県 姶良市	鹿児島県 曾於郡	鹿児島県 垂水市
石垣市	沖縄県 宮古郡 宮古島市	沖縄県 与那原町	沖縄県 西原町	豊見城市 中頭郡の内 島尻郡の内 南城市 西原町	鹿児島県 枕崎市	鹿児島県 伊佐市	鹿児島県 志布志市	鹿児島県 鹿屋市
				南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町	鹿児島県 南九州市	鹿児島県 姶良郡 姶良市	鹿児島県 曾於市	鹿児島県 肝属郡

別表第二 官署	沖縄		名護	
	宜野 湾	(沖縄)	(名護)	
札幌法務局の本庁及びその支局	沖縄県 宜野灣市	沖縄県 沖縄市	沖縄県 沖縄市	沖繩縣 名護市
北海道の内	札幌市 夕張市 室蘭市 小樽市 岩見沢市 苫小牧市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 砂川市 滝川市 歌志内市 登別市 恵庭市 石狩市 虻田郡 磯谷郡 古宇郡 積丹郡 余市郡 空知郡 の内	北海道の内 うるま市 沖縄県の内 沖縄県の内 伊平屋村 島尻郡の内 伊是名村	北海道の内 浦添市 宜野灣市 浦添市 中頭郡の内 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村	北海道の内 札幌市 夕張市 室蘭市 小樽市 岩見沢市 苫小牧市 芦別市 江別市 赤平市 三笠市 千歳市 砂川市 滝川市 歌志内市 登別市 恵庭市 石狩市 虻田郡 磯谷郡 古宇郡 積丹郡 余市郡 空知郡 の内

旭川地方法務局の本庁及びその支局	函館地方法務局の本庁及びその支局
中川郡 占冠村 勇払郡 の内 上川郡 の内 空知郡 の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 劍淵町 下川町 富良野市 深川市 名寄市 稚内市 留萌市 旭川市 北海道 の内	寿都郡 久遠郡 島牧郡 瀬棚郡 奥尻郡 檜山郡 二海郡 山越郡 茅部郡 龜田郡 上磯郡 松前郡 北斗市 函館市 北海道 の内

東京法務局の本庁及びその支局並びに板橋出張所	東京都
水戸地方法務局の本庁及びその支局	茨城県
宇都宮地方法務局の本庁及びその支局	栃木県
前橋地方法務局の本庁及びその支局	群馬県
さいたま地方法務局の本庁及びその支局	埼玉県
千葉地方法務局の本庁及びその支局	千葉県
横浜地方法務局の本庁及びその支局	神奈川県
新潟地方法務局の本庁及びその支局	新潟県
甲府地方法務局の本庁及びその支局	山梨県
長野地方法務局の本庁及びその支局	長野県
静岡地方法務局の本庁及びその支局	静岡県
名古屋法務局の本庁及びその支局	愛知県
富山地方法務局の本庁及びその支局	富山県
金沢地方法務局の本庁及びその支局	石川県
福井地方法務局の本庁及びその支局	福井県
岐阜地方法務局の本庁及びその支局	岐阜県
津地方法務局の本庁及びその支局	三重県
大阪法務局の本庁及びその支局	大阪府
大津地方法務局の本庁及びその支局	京都府
京都地方法務局の本庁及びその支局	京都府
神戸地方法務局の本庁及びその支局	兵庫県
奈良地方法務局の本庁及びその支局	滋賀県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	奈良県
和歌山地方法務局の本庁及びその支局	和歌山県
広島法務局の本庁及びその支局	広島県
鳥取地方法務局の本庁及びその支局	鳥取県
松江地方法務局の本庁及びその支局	島根県
岡山地方法務局の本庁及びその支局	岡山県
山口地方法務局の本庁及びその支局	山口県
高松法務局の本庁及びその支局	香川県
徳島地方法務局の本庁及びその支局	徳島県
佐賀地方法務局の本庁及びその支局	佐賀県
長崎地方法務局の本庁及びその支局	長崎県
高知地方法務局の本庁及びその支局	高知県
福岡法務局の本庁及びその支局	福岡県
大分地方法務局の本庁及びその支局	大分県
宮崎地方法務局の本庁及びその支局	熊本県
鹿児島地方法務局の本庁及びその支局	鹿児島県
那覇地方法務局の本庁及びその支局	沖縄県